

みやぎ米販売促進活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、県内の自然や風土などの地域性や品種の特性を活かして生産された高品質で美味しい「みやぎ米」に係る新商品開発及びPR活動等の販売促進活動、地域や生産者と連携しながら独自に行うブランド米等の産地づくり及び販売・PR活動等を支援するため、みやぎ米販売促進活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容及び要件)

第2 本事業の事業メニュー、事業実施主体、事業内容及び採択要件等は、別表のとおりとする。

(事業計画)

- 第3 本事業を実施しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により事業実施計画を作成して知事に申請するものとし、その提出期限は別に定める。
- 2 知事は、前項で申請があった事業実施計画を審査し、その承認の可否を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、事業実施計画の審査に当たっては、必要に応じて審査会等を設置できるものとし、その設置及び審査については別に定める。

(支援施策等)

第4 第3の規定により知事の承認を受けた者（以下「事業実施主体」という。）は、みやぎ米販売促進活動支援事業費補助金の交付を受けることができる。

(事業の着手)

第5 本事業の着手（契約行為を含む。）は、原則として、本事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、事業実施計画に基づき、県と連携を密にして、円滑に事業を実施するものとする。

(事業実施計画の変更等)

- 第7 事業実施主体は、事業実施計画の内容を変更する場合は、様式第2号により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が軽微なものであって、かつ、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合は、様式第3号により知事の承認を受けるものとする。
- 3 第1項及び前項の規定は、事業実施計画の承認から補助金の交付決定前まで適用するものとし、補助金の交付決定を受けた者が事業実施計画の変更、中止又は廃止を行う場合は、

当該補助金の交付要綱の規定に基づき申請するものとする。

- 4 知事は、第3の規定により承認を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は承認を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(事業実績の報告)

- 第8 事業実施主体は、事業を完了したときはその実績を知事に報告するものとし、報告様式は様式第1号別紙によるほか、当該補助金の交付要綱に定める。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月15日から施行し、令和5年度予算に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

別表（第2関係）

事業メニュー	事業実施主体	事業内容及び具体的な取組例	主な経費区分	採択要件
みやぎ米主要品種販売促進活動支援	県内に本支店、住所又は活動本拠を有し、米穀の集荷販売又は卸売を行う事業者	1 広報宣伝に係る取組 ・メディア等を活用した広報や広告の実施 ・販売促進ツールの作成 ・販売会の開催 ・販売促進活動に係るマネキン派遣 等	1 旅費 外部専門家の出張に係る交通費や宿泊費 等 2 謝金 外部専門家や有識者、著名人等への謝金 等 3 委託費	○地方創生のモデルとなる取組であること。 ○みやぎ米のブランド化に効果的な内容であること。 ○県内外でのみやぎ米の認知度向上が図られる内容であること。 ○事業実施期間内に一定の事業成果（認知度向上、生産・消費拡大等）が見込まれること。
		2 販路拡大に係る取組 ・新商品の開発 ・商談会への出展 等		
地域ブランド米等の販売促進活動支援	以下のいずれかの要件を満たす者 1 県内に本支店、住所又は活動本拠を有し、米穀の集荷販売又は卸売を行う事業者 2 農地法（昭和27年法第229号）に規定する農地所有適格法人 3 農業者を含む協議会等の団体（地域ブランド米への取組推進を趣旨とする協議会のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） 4 市町村	1 広報宣伝に係る取組 ・メディア等を活用した広報や広告の実施 ・販売促進ツールの作成 ・販売会の開催 ・販売促進活動に係るマネキン派遣 等	販売促進のための各種委託（広告宣伝、イベント開催、市場調査、パッケージ等デザイン、印刷物制作）、試験研究、商品開発に係る外注・検査・分析費 等 4 庁費 資材費（自社からの仕入れ分や生産資材を除く。）、会議費、会場費、出展料、運搬費、役務費、借料 等	○地方創生のモデルとなる取組であること。 ○地域や生産者と連携しながら独自のブランド化を図る取組であること。 ○取組を行う品種について、作付面積が概ね10ha以上であること。 ○事業実施期間内に一定の事業成果（認知度向上、生産・消費拡大等）が見込まれること。
		2 販路拡大に係る取組 ・新商品の開発 ・商談会への出展 等		
		3 品質向上に向けた取組 ・食味試験等の実施（分析機器の導入不可） ・成分分析等の委託 ・その他、品質向上に必要な活動等		
		4 産地づくり体制整備に向けた取組 ・研修会の開催 ・先進事例調査 等		

（留意事項）

- ・上記事業内容の1又は2を必ず実施すること。
- ・対象品種は、県の水稲優良品種に指定された品種、又は県で育成された品種であること。

(様式第1号)

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業 事業実施計画承認申請書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年度において、下記のとおりみやぎ米販売促進活動支援事業を実施したいので、同事業実施要領第3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業内容 別紙事業実施計画書のとおり
- 2 添付書類
 - (1) 申請者の概要がわかる資料（企業案内等）
 - (2) その他知事が必要と認めるもの

(別紙)

みやぎ米販売促進活動支援事業 事業実施計画 (事業実績) 書

1 事業の内容

(1) 事業メニュー (いずれかの□をチェック)

みやぎ米主要品種販売促進活動支援 地域ブランド米等の販売促進活動支援

(2) 事業目的

--

(3) 事業対象の品種について

品種名	生産年	取扱数量(t)*1	作付面積(ha)*2
	令和 年		
	令和 年		
	令和 年		
	令和 年		
	令和 年		
	令和 年		
	令和 年		
	令和 年		

*1 生産者・生産団体は生産量、集荷団体は集荷量、販売業者は販売数量を記載すること。

*2 「地域ブランド米等の販売促進活動支援」メニューを実施する場合のみ記入すること。

(4) 事業計画 (事業実績)

事業内容	具体的な取組内容	実施予定 時期	実施予定 場所等
広報宣伝 に係る取 組			
販路拡大 に係る取 組			

品質向上に向けた取組*3			
産地づくり体制整備に向けた取組*3			

*3 「地域ブランド米等の販売促進活動支援」メニューを実施する場合は対象

(5) 事業実施により見込まれる効果（事業実施により得られた成果）

--

※ 実績報告時は項目名を「事業実施により得られた成果」とし、その内容を記載すること。

(6) 事業完了（予定）年月日
令和 年 月 日

2 事業費

(1) 取組項目別経費内訳

	具体的な支出内容	消費税込 事業費(円)	積算根拠等
広報宣伝に係る取組			

販路拡大に係る取組			
組 *4 品質向上に向けた取組			
に 産地づくり体制整備 に向けた取組 *4			
	事業費合計 (うち消費税相当額)		()

*4 「地域ブランド米等の販売促進活動支援」メニューを実施する場合は対象

(2) 財源内訳 (単位: 円)

財源区分	予算額(精算額)
県補助金	
自己資金	
その他	
合計	

(3) 経費区分内訳 (単位: 円)

経費区分	予算額 (精算額)
旅費	
謝金	
委託費	
庁費	
合計	

(様式第2号)

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業 事業実施計画変更承認申請書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けみや米第 号で承認を受けた令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、同事業実施要領第7第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

事業実施計画書（様式第1号別紙）

(注) 事業実施計画書は、変更部分を2段書きし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第3号)

令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業
事業実施計画中止（廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けみや米第 号で承認を受けた令和 年度みやぎ米販売促進活動支援事業の事業実施計画を下記のとおり中止（廃止）したいので、同事業実施要領第7第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

3 添付書類

事業実施計画書（様式第1号別紙）